

# KOSENセキュリティコンテスト 2017 宿泊のご案内

拝啓 皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、KOSENセキュリティコンテスト 2017の開催にあたり、関東各地から千葉県木更津工業高等専門学校  
お越しいただく皆様方への便宜を図るため、宿泊の手配を東武トップツアーズ千葉支店にてお手伝い  
させていただくことになりました。

皆様方からのお申込みを心よりお待ちしております。

敬具

東武トップツアーズ株式会社 千葉支店 支店長 川西 秀樹  
担当 田中 朗

1. 宿泊設定日 平成29年10月20日(金)・10月21日(土) ※ご要望に応じて22日(日)の宿泊の手配も致します。

2. 宿泊のご案内 (東武トップツアーズの募集型企画旅行となります。)

- ◇ 下記旅行(宿泊)代金は引率者(顧問)・学生の旅行(宿泊)代金です。(消費税・サービス料込)
- ◇ 配宿先が満室の場合には他の施設にて回答させていただきます。
- ◇ お部屋は学生の皆様は和室もしくはツイン利用となり、団体ごと相部屋となります。(生徒様と引率者様は別々のお部屋をご用意致します) 引率者の皆様は基本シングルとなります。
- ◇ 1泊朝食設定となっております。
- ◇ お申込みはホテル番号をご記入下さい。
- ◇ 最少催行人員:1名 添乗員:同行いたしません。

ホテル番号	利用ホテル	お部屋	宿泊料金(1泊朝食)	高専迄のアクセス 及び最寄駅
		タイプ	引率者・学生	
1	東京ベイプラザホテル(木更津地区)	ツイン・ツイン	¥8,000	木更津高専迄は路線バスにて15分 往復の送迎バス有 木更津駅より徒歩10分

※宿泊施設が満室に達した場合は、やむを得ずほかの施設にてご提案させていただく場合があります。

※ 上記宿泊料金には、1泊朝食、サービス料、消費税等が含まれます。

※ 大会参加後、後泊(22日のご宿泊)をご利用される方は別途お申し付け下さい。

※ [ご要望ございましたらJRチケットの手配なども承っておりますので、お気軽にご相談下さい。](#)

3. お申込方法

**お申込につきましてはFAXもしくはメールで受付しております。**

添付の旅行条件書を事前にご確認の上、別紙の申込書に必要事項をご記入頂き、お申し込み下さい。

FAX 043-243-1975 又はメールアドレスakira\_tanaka@tobutoptours.co.jp  
迄ご連絡ください。(FAX番号の掛け間違いにご注意ください)

**申込締切日/平成29年9月29日(金)**

#### 4. 回答書の通知について

申込担当者宛に、予約確認書・請求書等各関係書類を10月6日(金)までに郵送いたします。大会当日は、関係書類(宿泊確認書)を必ずご持参下さい。

#### 5. 代金のお支払いについて

銀行振り込みにてお願いいたします。申込受付後、請求書及び旅行条件書を郵送します。指定口座へお振込みください。

振込口座 千葉銀行千葉駅前支店 (普)1435794 東武トップツアーズ株式会社

#### 6. 宿泊の変更、取消について

##### ◆FAX・郵送での申込の場合

宿泊の変更、取消につきましては、「参加申込書」を訂正して、東武トップツアーズ千葉支店へFAXにてご連絡下さい。連絡の到着日を基準と致しますが、土・日・祝日、営業時間終了後は、翌営業日の取扱とさせていただきます。

なお、お電話での変更・取消はお受けできませんので予めご了承下さい。

※10月21日(土)は支店の休業日にあたるため、取消しのお申し出は宿泊施設にお申し出ください。

※変更取消の場合/訂正箇所は明確になるよう見え消しで訂正して下さい。

##### ■【取消料】(旅行開始日の前日から起算します。)

	8日前まで	7~2日前まで	前日	当日	無連絡不参加・ 旅行開始後
宿泊取消料	無料	30%	40%	50%	100%

※当日12時までに当支店又は宿泊施設に取消の連絡が無い場合は、無連絡不参加として取扱います。

## <旅行企画・実施(お申込・お問合せ)>

### 東武トップツアーズ株式会社 千葉支店



旅行業公正取引  
協議会 会員

観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員 ボンド保証会員

〒260-0028 千葉市中央区新町18-10千葉第一生命ビル5階

TEL: 043-243-0109 FAX: 043-243-1975 E-Mail: akira\_tanaka@tobutoptours.co.jp

総合旅行業務取扱管理者: 川西 秀樹



### 『KOSENセキュリティコンテスト 2017』 係

担当: 田中 朗 ・ 田中 優希

営業時間: 平日9:00~18:00

(土・日・祝休業)

No.客国17-438

**旅行条件** 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社千葉支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

#### 1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の方法によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

#### 2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項」『6. 代金のお支払いについて』の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

#### 3. 旅行代金に含まれるもの

「申込要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

#### 4. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

#### 5. 旅行契約の解除

(1) お客様は、「申込要項」『7. 申込み後の変更、取消しについて』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

#### 6. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただけます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場

合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただけます。

#### 7. 当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

#### 8. 旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類または会社名 ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類または名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）  
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

#### 9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

#### 10. お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実

際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

#### 11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただき、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内、及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続に必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、予め電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。(2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

#### 12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

#### 13. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
(2) この旅行条件・旅行代金は29年5月18日現在を基準としております。

(H28.5版)

### ●お申込み・お問い合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



東武トップツアーズ株式会社

千葉支店

千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル5階

電話番号 043-243-0109 FAX 番号 043-243-1975

営業日

営業時間

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：川西 秀樹



旅行業公正取引協議会 会員



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。